

海外展示商談会、海外市場調査支援メニューのご案内（1次募集） 【世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業補助金】

～県産農畜水産物の海外への販路開拓を支援します～

県産の農畜水産物またはその加工品について、海外の展示商談会等に出展する経費、海外市場調査にかかる経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

支給対象

次のいずれかに該当するものによる県産農畜水産物またはその加工品の海外で開催される展示商談会等への出展や海外の市場調査

- ① 滋賀県内で活動する農畜水産物生産者
- ② 滋賀県内に本社または事業所のある食品加工事業者

- ※ 本事業における農畜水産物生産者とは、県内において農畜水産物を生産する農業者、漁業者およびこれらの者が主たる構成員または出資者となっている法人および団体をいいます。
- ※ 本事業における食品加工事業者とは、県産の農畜水産物を原料とする食品を加工する事業者およびこれらの者が主たる構成員または出資者となっている法人および団体をいいます。
- ※ ①②以外の者についても、知事が適当と認める場合は支給対象者として認める場合があります。

補助対象経費・補助率・補助限度額

補助対象経費			補助率	補助限度額
展示商談会・テストマーケティング	出展経費	出展料・スペース料展示装飾費・工事費、備品レンタル料、電気代、パネル等製作費等	補助対象経費の1/2以内	200千円以内 (ただし、補助金の交付は、1補助対象事業者あたり1回までです。なお、出展回数および市場調査回数は1回のみに限られません。)
	輸送等経費	出品物、備品、必要資材等の梱包・輸送に係る経費		
	旅費	出展にかかる交通費および宿泊費		
	広告宣伝経費	パンフレット・商品カタログ作成費等		
	通訳等経費	通訳費・翻訳費		
市場調査	市場調査費	調査委託料、資料・宣伝材料作成費、翻訳経費等		

- (注) 1 本年度から海外で開催される展示商談会にオンラインで参加される場合も補助対象になります。
 2 補助対象となるテストマーケティングは独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）と連携して行うものに限ります。
 3 補助対象経費は原則として交付決定日以降に着手されたものに限ります。
 4 補助金交付額は、千円未満を切り捨てることとします。
 5 対象経費の欄に掲げる経費のうち、国、県、市町、JETRO等から助成を受けた費目に係る経費は補助対象にできません。
 6 補助金交付額は、審査結果や予算の都合により事業計画書に記載された額を下回ることがあります。

受付・決定方法

- 令和4年7月29日（金）まで【必着】。※申請は随時受け付けます。
- 審査により補助対象事業を採択します。
- 応募締切後、交付決定まで概ね6週間かかります（提出書類に不備がある場合は日数がかかります）。

【お問い合わせ・申請書の提出先】

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課 食のブランド推進室 マーケティング係 西村・松尾
 〒520-8577 大津市京町4丁目1-1 TEL 077-528-3892 FAX 077-528-4882 メールアドレス gc01@pref.shiga.lg.jp